

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	1903000014827
地図番号	E1 25-3、E1 2 5-4	筆界特定	[余白]		
所在	三重郡川越町大字亀崎新田字里中			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
16番10	田	991		[余白]	
[余白]	宅地	991	73	②③昭和47年9月20日地目変更 〔昭和47年11月18日〕	
[余白]	[余白]	975	33	③16番10、16番42に分筆 〔昭和61年11月26日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日	
[余白]	[余白]	973	33	③16番10、16番47に分筆 〔平成14年7月23日〕	
[余白]	[余白]	966	31	③錯誤 国土調査による成果 〔令和3年12月6日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年3月17日 第2828号	原因 昭和45年3月6日売買 所有者 三重郡川越町大字豊田一色405番地 川越町役場内 川越漁業協同組合 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成21年8月21日 第22084号	原因 昭和50年10月31日主たる事務所移 転 主たる事務所 三重郡川越町大字亀崎新田16 番地の10 代位者 三重郡川越町 代位原因 平成21年8月18日売買の所有権 移転登記請求権
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日
2	所有権移転	平成21年8月21日 第22085号	原因 平成21年8月18日売買 所有者 三重郡川越町



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

国土  
院  
登記

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年11月6日  
津地方務局四日市支局

登記官

辻 敏 行

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D89173 ( 1 / 2 )

